2-10　金沢市食育推進計画（第2次）

平成17年に施行された「食育基本法」に基づき、国の「第2次食育推進基本計画」を基本として、金沢市では平成24年3月に「金沢市食育推進計画（第2次）」を策定しました。「金沢の伝統と文化に配慮し、食に関して正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活の実践により、心身ともに健康で生き生きと生涯を送ることができる市民を育てること」を目標としています。

食ではぐくむ金沢の心と文化

2-10-1　計画の体系

（1）視点

①市民全てが健全な食生活を習得し、実践できる能力を育てる食育
②食への感謝の気持ちを育て、食の大切さの理解を深める食育
③市民を主役とした食育

（2）取組の方向

1　家庭、学校、保育所・幼稚園における取組
（1）家庭における望ましい食習慣の習得
（2）学校・保育所・幼稚園等における健全な食生活の習得
（3）家庭と学校・保育所・幼稚園等との連携による食育の推進

2　地域における食生活改善に向けた取組
（1）食生活改善のための啓発活動等の推進
（2）食生活改善活動を推進するための人材の養成
（3）食流通事業者等と連携した食育の推進

3　生産体験等を通じた食の大切さを伝える取組
（1）食料生産、食材流通体験を通じた食の大切さの理解促進
（2）地元食材の普及活動による地産地消の促進
（3）食品の有効利用等による食の大切さの啓発

4　食文化の継承・発展と食育推進のための情報提供への取組
（1）伝統料理を中心とした食文化の継承と創造
（2）家庭から生まれた食文化の継承と継続的な市民運動の推進

2-10-2　計画の目指す市民の姿

「金沢の市民一人ひとりが心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるとともに、金沢の食を語り実践できる金沢人がはぐくまれること」を望ましい姿として目指しています。

○　幼児期（保育所・幼稚園児）	○　青年期（18～39歳）
○　学童期（小学生）	○　壮年期（40～64歳）
○　思春期（中学生・高校生）	○　高齢期（65歳以上）